

気象警報時における休業及び登下校等の対応について

可児市教育委員会

1 登校前 可児市に「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表されている場合

- (1) 警報が解除されるまで家庭において待機させてください。
- (2) 始業時刻の2時間前までに、警報が解除された場合
⇒《平常通りの授業を行います》
- (3) 始業時刻の2時間前から午前11時の時点で警報が解除された場合
⇒《解除から2時間後に当日の授業を行います》
※(2)(3)の場合において、道路、橋の冠水や損壊、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊等で危険な場合には登校を見合わせます。その場合は、学校へ連絡してください。
- (4) 午前11時の時点で警報が解除されない場合
⇒《休業とする》

給食の対応

- ①午前7時30分の時点で解除されている場合
⇒通常献立の給食になります。
- ②午前10時の時点で解除されている場合
⇒可能な給食:簡易給食(主食と牛乳)
または救給カレーと牛乳で対応します。
- ③午前11時の時点で警報が解除されている場合
⇒家庭で食事を済ませて登校します。

2 登校後 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

- (1) 警報発表中、または警報の発表が予想される場合(原則、学校に待機させます)
- (2) 警報発表後、帰宅させる場合(原則、警報解除後、「引率による集団下校」「学校での保護者への引き渡し」等の判断をして、「【学校】すぐメール」等で連絡します)

3 登下校中 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

- (1) 発表を知った時点で、学校または自宅の近い方に行く。状況によっては、最寄りの公共施設や110番の家に一時避難する。
- (2) 日常の安全指導の中で、どう判断するかを指導徹底しておきます。

4 予想 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」の発表が予想される場合

- (1) 気象状況(台風の中心位置、規模、進行方向、速度など)、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長または教育委員会が警報発表に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがあります。
- (2) 校長が始業前に休業を決定した場合には、児童・生徒や保護者へ確実に連絡します。

5 大雪 「大雪警報」が発表されている場合

- (1) 可児市においては、大雪警報のみの発表では、自宅待機とせず平常通りの授業を行います。
- (2) 市内全域が危険な状態と判断した場合には、教育委員会は自宅待機や臨時休業等の措置をとります。

6 校区判断 校区の状況により、校長が対応を判断する場合

- (1) 校区の河川水位が警戒水位に達している場合(今後、達する可能性がある場合)
- (2) 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されている場合(今後、発表されるおそれがある場合)
- (3) 安全に登下校できないと判断される場合(通学路の冠水、損壊、土砂崩れ、降雪による凍結)

気象警報時における休業及び登下校等の対応について

可児市教育委員会

1 登校前 可児市に「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表されている場合

- (1) 警報が解除されるまで家庭において待機させてください。
- (2) 始業時刻の2時間前までに、警報が解除された場合
⇒《平常通りの授業を行います》
- (3) 始業時刻の2時間前から午前11時の時点で警報が解除された場合
⇒《解除から2時間後に当日の授業を行います》
※(2)(3)の場合において、道路、橋の冠水や損壊、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊等で危険な場合には登校を見合わせます。その場合は、学校へ連絡してください。
- (4) 午前11時の時点で警報が解除されない場合
⇒《休業とする》

給食の対応

- ①午前7時30分の時点で解除されている場合
⇒通常献立の給食になります。
- ②午前10時の時点で解除されている場合
⇒可能な給食:簡易給食(主食と牛乳)
または救給カレーと牛乳で対応します。
- ③午前11時の時点で警報が解除されている場合
⇒家庭で食事を済ませて登校します。

2 登校後 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

- (1) 警報発表中、または警報の発表が予想される場合(原則、学校に待機させます)
- (2) 警報発表後、帰宅させる場合(原則、警報解除後、「引率による集団下校」「学校での保護者への引き渡し」等の判断をして、「【学校】すぐメール」等で連絡します)

3 登下校中 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

- (1) 発表を知った時点で、学校または自宅の近い方に行く。状況によっては、最寄りの公共施設や110番の家に一時避難する。
- (2) 日常の安全指導の中で、どう判断するかを指導徹底しておきます。

4 予想 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」の発表が予想される場合

- (1) 気象状況(台風の中心位置、規模、進行方向、速度など)、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長または教育委員会が警報発表に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがあります。
- (2) 校長が始業前に休業を決定した場合には、児童・生徒や保護者へ確実に連絡します。

5 大雪 「大雪警報」が発表されている場合

- (1) 可児市においては、大雪警報のみの発表では、自宅待機とせず平常通りの授業を行います。
- (2) 市内全域が危険な状態と判断した場合には、教育委員会は自宅待機や臨時休業等の措置をとります。

6 校区判断 校区の状況により、校長が対応を判断する場合

- (1) 校区の河川水位が警戒水位に達している場合(今後、達する可能性がある場合)
- (2) 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されている場合(今後、発表されるおそれがある場合)
- (3) 安全に登下校できないと判断される場合(通学路の冠水、損壊、土砂崩れ、降雪による凍結)